平成２９年（フ）第３５３号
北九州市小倉北区萩崎町５番11―303号
債務者　森　　富
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１５２号
北海道茅部郡森町字砂原西４丁目221番地４
債務者　杉本　未紀
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１７２号
北海道北斗市中野通２丁目７番37号
債務者　佐藤千恵子
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１７３号
北海道函館市大縄町７番23号　レジデンス赤石　102号室
債務者　高田　龍太
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１７８号
北海道北斗市中央３丁目３番18号
債務者　広瀬　英喜
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２６号
岩手県一関市大東町鳥海字市ノ通31番地２
債務者　及川　　歩
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第６２号
岐阜県大垣市稲葉東２丁目51番地　パナハイツ稲葉２Ｃ
債務者　関口　幸利
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第４０１号
川崎市高津区宇奈根643番地　シルクハイツ302
債務者　青戸カロリーナこと　ＡＯＴＯ　ＣＡＲＯＬＩＮＡ　ＣＡＲＰＩＯ（旧姓カルピオ増田）
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４６号
三重県志摩市志摩町布施田2865番地３
債務者　濱口由里子
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第４９号
三重県鳥羽市浦村町1217番地１　サン浦島寮１号棟１Ｆ４号、前住所横浜市港北区小机町1439番地７　ユナイトステージ205
債務者　関　　正忠
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第１１３号
岡山県倉敷市福井149番地６
債務者　来山　幸代
1　決定年月日時　平成29年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１１７号
岡山県倉敷市日ノ出町１丁目２番11号　岡本ビル203号
債務者　久保　　栄
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第２７１号
北九州市小倉北区下到津１丁目４番５―1003号
債務者　渡邉　啓太
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３３８号
北九州市小倉南区西水町９番７号（103）
債務者　山田　義美
1　決定年月日時　平成29年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３５１号
北九州市八幡西区本城東１丁目７番13―507号
債務者　木村ひろみ
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３５７号
北九州市小倉北区熊本２丁目10番10―301号
債務者　水津　恵子
1　決定年月日時　平成29年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３７５号
北九州市門司区二夕松町４番221―404号
債務者　工岡　義和
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３７６号
北九州市小倉北区真鶴２丁目１番１―403号
債務者　石坂　千恵
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部